

第5回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年5月1日(金)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

| 議席 | 氏 名 | 出席 | 議席 | 氏 名 | 出席 |
|----|--------|----|----|-------|----|
| 1 | 山口 友三郎 | ○ | 8 | 西山 哲 | ○ |
| 2 | 池田 良一 | ○ | 9 | 吉村 幸夫 | ○ |
| 3 | 福田 義晴 | ○ | 10 | 前田 節朗 | ○ |
| 4 | 松尾 梨香 | ○ | 11 | 岸本 熊一 | ○ |
| 5 | 江向 信夫 | ○ | 12 | 相良 安夫 | ○ |
| 6 | 力武 正光 | ○ | 13 | 田代 三義 | ○ |
| 7 | 中島 徳雄 | ○ | 14 | 山口 光壽 | ○ |

議事録署名者 5番 江向 信夫

14番 山口 光壽

5. 事務局職員

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 事務局長 | 野中 信守 | 農地係長 | 岩野 江利子 |
| 書記 | 前田 真理子 | 書記 | 江口 裕典 |

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

| | |
|--------|--|
| 議案第21号 | 農地法第5条の申請について (4件) |
| 議案第22号 | 農地法第4条の申請について (1件) |
| 議案第23号 | 農地法第3条の申請について (6件) |
| 議案第24号 | 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について (利用権設定 通年 20件) (農地中間管理事業 (一括方式) 1件) |
| 議案第25号 | 空き家に付随した農地の指定申請について (1件) |
| 議案第26号 | 農地利用最適化推進委員候補者の選定について (1件) |

8. 報告事項

| | |
|--------|------------------------------|
| 報告第 6号 | 農地法第18条第6項通知の受理について (1件) |
|--------|------------------------------|

9. 連絡事項

なし

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|--------|---------------|----|--------|---------------|----|--------|---------------|----|--------|---------------------------------|--|--|----------|-----|--|----------|----|--------|---------------------|----|--------|-----------------------|----|
| 議長 | <p>みなさん、こんにちは。</p> <p>本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されている中ではありますが、農業委員会会議は、「実際に農業委員が参集することが原則」とされており、書面決議等は出来ないため、お集まりいただきました。</p> <p>感染拡大防止のため、できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議長 | <p>それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 江向 信夫委員、14番 山口 光壽委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="416 1003 1318 1570"> <tr> <td>議案第21号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号</td> <td>農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第25号</td> <td>空き家に付随した農地の指定申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農地利用最適化推進委員候補者の選定について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第6号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件 となっております。</p> | 議案第21号 | 農地法第5条の申請について | 4件 | 議案第22号 | 農地法第4条の申請について | 1件 | 議案第23号 | 農地法第3条の申請について | 6件 | 議案第24号 | 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について | | | 利用権設定 通年 | 20件 | | 農地中間管理事業 | 1件 | 議案第25号 | 空き家に付随した農地の指定申請について | 1件 | 議案第26号 | 農地利用最適化推進委員候補者の選定について | 1件 |
| 議案第21号 | 農地法第5条の申請について | 4件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第22号 | 農地法第4条の申請について | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第23号 | 農地法第3条の申請について | 6件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第24号 | 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 利用権設定 通年 | 20件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農地中間管理事業 | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第25号 | 空き家に付随した農地の指定申請について | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第26号 | 農地利用最適化推進委員候補者の選定について | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議長 | <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第21号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 | <p>今回は、時間短縮のため、5条、4条の申請について、農地区分、許可基準を記載した資料をお手元に配布しておりますので、農地</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>区分については省略して説明いたします。</p> <p>議案第21号 農地法第5条の申請4件について御説明します。 議案の1ページ、25番になります。</p> <p>図面は、1ページから3ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、26番になります。</p> <p>図面は、4ページから13ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、板金・塗装、尿素水製造工場及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、一部許可を得ず転用していたとして、始末書が添付されております。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、27番になります。</p> <p>図面は、14ページから18ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建築するための申請です。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、一部許可を得ず転用していたとして、始末書が添付されております。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、28番になります。</p> <p>図面は、19ページから22ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲のための申請です。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第21号 農地法第5条の申請については以上4件です。</p> |
|-----|---|

| | |
|------|--|
| 議長 | それでは、25番について担当委員から説明をお願いします。 |
| ○番委員 | <p>田んぼではあるんですが、もう、荒れてどうしようもないので、太陽光発電を設置したいとのことでの申請です。</p> <p>雨水は自然流下後、既設水路へ放流されます。区長、生産組合長の印鑑もあり、周辺の営農への影響もないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>25番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、26番について担当委員から説明をお願いします。</p> |
| ○番委員 | <p>ここには、今、運送屋があるんですけど、規模を拡大して駐車場と工場を作りたいということです。</p> <p>雨水も、工場内で発生する排水についても、敷地内側溝へ放流されます。工場からの排水については、周囲への影響はないとのこと。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありましたし、私も問題ないと思います。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>26番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。</p> |
| ○番委員 | <p>ここは、建売住宅を検討されていて、まわり2区画はすでに家が建っています。一部がそのまま畑で残っているところに一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>雨水は、道路側溝へ放流し、生活排水は下水道へ接続する計画であり、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>27番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。</p> |

| | |
|------|--|
| ○番委員 | <p>周りは、ほとんど住宅地になっているところに宅地分譲を行うということでの申請です。</p> <p>今回の申請ですけれども、区長、生産組合長の印鑑はありません。私も生産組合長と直接話をしましたが、判を押さない理由は営農上の問題ではなく、私的な理由のようでした。そのあと、区長にも会いに行きましたが、地区として生産組合長が判を押さない場合は区長も押さないことになっているとのことでした。</p> <p>私は、雨水は道路側溝へ放流する計画であり、住宅が建ったあとの生活雑排水は下水道へ処理されることから、ここが宅地になっても営農上周辺農地等への影響はないと判断しましたので、印鑑を押しております。</p> <p>農業委員会として、どのように判断されるかご審議よろしく願います。</p> |
| 議長 | <p>それでは、この28番について事務局から補足説明等があれば願います。</p> |
| 事務局 | <p>28番について補足説明いたします。</p> <p>まず、計画地は、用途区域に位置しているため第3種農地に該当します。</p> <p>この申請ですが、最初に申請書を提出に見えたのは、譲受人です。提出にあたり、地区の生産組合長、区長に説明に伺ったが、印鑑がもらえなかったと説明がありました。印鑑がもらえなかった経緯については、経緯書を提出されています。</p> <p>事務局としては、譲渡人の意思確認が必要と思い、ご本人に来庁していただき、窓口で直接話を伺いました。</p> <p>譲渡人は、今回申請されている自分の農地を売却し、宅地分譲することを希望されていることを確認しました。</p> <p>92才と高齢ですが、所有者本人に対象農地を売却する意思があり、譲受人が転用の計画をしているということで、申請を受け付けました。</p> <p>通常であれば、転用後のトラブルを避けるためにも、地区の区長、生産組合長の同意を得てから申請を受け付けていますが、今回は、生産組合長が判を押していない理由が営農上の問題ではないとの</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ことでしたので、受け付けております。</p> <p>申請内容を農地法5条に基づく審査をした結果、不許可に該当する部分はないと判断しましたので、上程しております。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>担当委員と事務局から申請までのいきさつについて説明がありましたが、みなさんからご意見がございましたらお願いします。</p> |
| ○番委員 | <p>今後、区長、生産組合長の印鑑がなくても、農業委員が印鑑を押せば、法的に問題なければ全部通るといえることですかね？</p> <p>そこを確認しておきたいです。</p> |
| 議長 | <p>農地法上問題がなければですね。それが原則なので。</p> |
| 事務局 | <p>今、転用申請の際に添付していただいている区長さん、生産組合長さんの印鑑については、その地域の他の農地への営農上の影響・支障がないかという部分を確認するための書類として提出をお願いしています。県への提出書類ではなく、農業委員会が確認するための参考資料として提出をお願いしています。</p> <p>ただ、印鑑がもらえないからというだけでなく、もらえない理由を確認したうえで、営農上支障がないと判断できれば、農業委員が確認し、事務局が立ち会うなどして問題がないと判断できるのであれば、転用申請を受け付けられないことにはなりません。</p> <p>ただ、なんのために印鑑もらっているのかというと、転用することで状況がかわってくるので、地域のみなさんにも理解いただいて、うまく調整するために、区長、生産組合長の同意をもらっているという状況なので、まずは転用する人が説明して納得してもらって印鑑をもらってきていただくのが一番理想的な形だと思っています。ただ、それができないから受付ができないという法的な根拠はありません。</p> |
| ○番委員 | <p>はい。わかりました。</p> |
| ○番委員 | <p>田、作りよらすと？</p> |

| | |
|------|---|
| ○番委員 | ここは、畑です。保育園に貸してイモ畑にしてる。 その他に、お茶の樹が少しある。 |
| ○番委員 | 用水とか、排水の問題があって、生産組合長、区長さんが印鑑を されていないわけではないのですよね？ |
| ○番委員 | はい。違います。 下のほうには、農地はありません。 |
| ○番委員 | 伊万里市が否決しても、県で許可になるケースなのかと思いますが。 |
| ○番委員 | 法的に何も問題がなければ、県のほうに上げて許可になるのであ れば、ここで止めることはできないわけでしょう。 許可せざるを得ないわけですよ |
| ○番委員 | 所有者が、他人名義の土地を売買しているわけではないので、で きないとは言えない。 |
| 議長 | ○番委員、意見はありませんか。 |
| ○番委員 | 担当農業委員が問題ないとしているのであれば、私たちは許可の 方向に。 ○番委員さんは、どう思われますか |
| ○番委員 | あんまり、よくわからないですけども。 他の方の判がないのにいいのかということですよ。生産組合長 さんたちの判がないのに通していいかということですよ。 担当の農業委員さんが判を押されていて、法的に問題がないので あれば、私はいいのかなと思います。 |
| 議長 | それでは、これまでいろいろご意見を伺いましたが、許可相当と して県に進達してよろしいでしょうか。 確認させていただきます。 このまま、進達してもいいと思う方は挙手をお願いします。 はい。ありがとうございました。 それでは、大多数の方が承認ということですので、許可相当とし ます。 |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>では、農地法上の問題は無いようですので、農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第22号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第22号 農地法第4条の申請1件について御説明します。議案の3ページ、6番になります。</p> <p>図面は、23ページ24ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が、植林のための申請です。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ず転用していたとして、始末書が添付されております。</p> <p>議案第22号、農地法第4条の申請については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>それでは農地法第4条申請 6番について担当委員から説明をお願いします。</p> |
| ○番委員 | <p>山との境で、元はミカン園でした。そこにクヌギを植えたとのことで始末書を添付しての申請です。現地を確認に行きましたが、問題はありませんでした。区長、生産組合長の印鑑もありました。ご審議、よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第22号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第23号 農地法第3条の申請6件について事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議案第23号 農地法第3条について21番を除く5件について御説明します。</p> <p>議案は4ページから6ページ、17番から22番になります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>つづきまして、21番についてご説明いたします。</p> <p>議案は6ページになります。</p> <p>まず、下限面積要件についてですが、譲受人は、取得後の経営地は1,118㎡であり、下限面積要件の5,000㎡を下回っております。</p> <p>しかし、譲受人は、取得する農地の隣接地を耕作しておりますので、下限面積要件の例外、農地法施行令第2条第3項第3号に規定する「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ困難と認められる農地であり、隣接する農地を現に耕作する者が取得する場合」に該当しております。</p> <p>下限面積要件を除く、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第23号 農地法第3条の申請については以上6件です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページから6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第23号 農地法第3条の申請6件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年20件について、御説明します。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>議案の7ページから10ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が14名、貸付人が20名で、面積は田が68,052㎡、畑が40,563㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を11ページから22ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定については以上20件です。</p> |
| 議長 | <p>議案第24号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年20件について、御意見、御質問はございませんか。</p> |
| ○番委員 | <p>102番についてですが、44,400円は、全体の面積に対してですか</p> |
| 事務局 | <p>そうです。双方の話で、耕作する作付面積に反当りの単価をかけて賃料を決められています。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年20件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件について御説明いたします。</p> <p>議案は23ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を24ページに掲げております。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。面積は田が14,732㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。期間は5年です。</p> <p>議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第25号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第25号 空き家に付随した農地の指定申請1件について、ご説明します。</p> <p>これは、農地法第3条第2項第5号に関する別段の面積(下限面積)を設定し、「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」に基づく空き家に付随した農地について、下限面積を1㎡としたことにより申請があったものです。</p> <p>空き家に付随する農地に指定された後は、空き家とともに農地を取得される場合は、取得要件の下限面積1㎡が適用されることとなります。</p> <p>議案の25ページ、1番になります。</p> <p>図面は、25ページ26ページになります。</p> <p>申請地は、○○○地区です。</p> <p>空き家情報バンクに登録された空き家に隣接している農地です。</p> <p>議案第25号 空き家に付随した農地の指定申請については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>議案第25号 空き家に付随した農地の指定申請について、御意見、ご質問はございませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p><なし></p> <p>無いようですので、空き家に付随した農地の指定申請については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第26号 農地利用最適化推進委員候補者の選定について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第26号 農地利用最適化推進委員候補者の選定について、ご説明します。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。</p> <p>平成29年8月に委嘱している推進委員が7月19日をもって3年の任期満了となるため、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を行い、提出された書類等を基に、推薦を受ける者及び応募する者の評価を行い、選定を行うものです。</p> <p>議案の26ページから30ページに候補者の経歴や推薦団体について記載しております。</p> <p>候補者については、2月14日から3月13日までの間、公募を行いました。伊万里市内10区域、定数各2名に対して、それぞれ2名の推薦がっております。</p> <p>伊万里区域 ○○○○氏 伊万里地区区長会推薦 ○○○○氏 牧島地区区長会推薦</p> <p>中央区域 ○○○○氏 大坪地区区長会推薦 ○○○○氏 大川内町区長会推薦</p> <p>黒川区域 ○○○○氏、○○○○氏 黒川町区長会推薦</p> <p>波多津区域 ○○○○氏、○○○○氏 波多津町区長会推薦</p> <p>南波多区域 ○○○○氏、○○○○氏 南波多町区長会推薦</p> <p>大川区域 ○○○○氏 大川町川原区推薦 ○○○○氏 大川町立川区推薦</p> <p>松浦区域 ○○○○氏、○○○○氏 松浦町区長会推薦</p> <p>二里区域 ○○○○氏、○○○○氏 二里町区長会推薦</p> <p>東山代区域 ○○○○氏、○○○○氏 東山代町区長会推薦</p> <p>山代区域 ○○○○氏、○○○○氏 山代町区長会推薦</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>以上20名です。</p> <p>推進委員の委嘱は、改選後、新体制の農業委員会が行うこととなります。本日の会議では、候補者の選定を行い、改選後の農業委員会へ申し送りいたします。</p> <p>議案第26号 農地利用最適化推進委員の候補者の選定についての説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>議案第26号 推薦があった20名を農地利用最適化推進委員の候補者に選定することについて、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、20名の候補者を承認し、改選後の農業委員会へ提案することとします。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第6号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第6号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明いたします。</p> <p>議案の31ページをご覧ください。</p> <p>9番についてご説明します。</p> <p>貸人の都合による解約となっております。</p> <p>解約後は、転用の予定となっております。</p> <p>報告第6号 農地法第18条第6項通知の受理については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>報告第6号 農地法第18条第6項通知の受理1件について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第5回の農業委員会会議を閉会します。</p> |
| | <p><<<議事終了>>></p> |

